

イグザミネーター認定規程

(アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキー)

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4条（1）項及び（2）項に基づき、正会員及び協会資格（アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキー）取得受検者への指導、検定、講習を担当するイグザミネーターを認定するためにこれを定める。

2. 任 務

イグザミネーター（アルペンスキー・スノーボード・テレマークスキーは教育部主催の専門科目（基礎理論、実技、指導実習）の検定会及び各認定会、会員研修会、講習会を担当する。

3. 実 施

2年に1回以上協会の主催で教育部が実施する。

4. 認 定 資 格

（1）正会員として義務を果たし、ステージⅣを取得した教師で、所属学校長と支部長の推薦を受け、認定会において所定科目の試験に合格し、その適性を認められた者。

（2）正会員として義務を果たし、ステージⅣを取得した教師で、教育部長が推薦した者。

5. 講 師

教育部長が推薦し、会長が委嘱する。

6. 認 定

教育部で審査し、理事会の議決を経て会長が認定する。認定された者は所属学校長及び本人の協力承諾書の提出を要する。

7. 任 期

3年間とする。

8. 更 新

協会主催で教育部が実施する認定会において所定科目の試験に合格し、その適性を認められた者。

9. 認定の取消し

任期の途中にかかわらず教育部が不適格と認めた者は、理事会の議決を経て、認定を取消することができる。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。但し、4.（3）項は、平成25年10月1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年7月21日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成29年10月1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年12月1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し令和4年7月21日から施行する。